

# 新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会規約

## （目的）

### 第 1 条

この規約は、岐阜県可児市久々利柿下入会地先の新滝ヶ洞溜池において発生した水質異常が、東海環状自動車道建設により発生した土砂の盛土内に含まれる美濃帯層が原因であったと想定される事を受けて、学識経験者並びに地元関係者から意見を聴き、原因究明、緊急対策の改善要否並びに追加対策の検討、今後の監視体制、恒久対策などの技術的検討を行うことを目的とする。

## （設置）

### 第 2 条

前条の目的を達成するために、可児市及び国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所は、「新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## （構成）

### 第 3 条

協議会は、学識経験者、地元関係者、行政機関をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

2．委員の変更は、協議会の承認（報告）を要するものとする。

## （委員の任期）

### 第 4 条

委員の任期は、原則として協議会の審議事項が終了するまでとする。

## （委員長）

### 第 5 条

協議会には、委員長を置くものとする。

2．委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

3．委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

## （運営）

### 第 6 条

協議会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2．委員長は、協議会の運営をとりまとめ、必要な資料等を事務局に求めることができる。

3．委員長は、会議の目的に沿わない発言があった場合は、退席を求めることができる。

( 中立性 )

第 7 条

委員は、協議会の目的に照らし、公正中立な立場から意見を述べることとする。

( 協議会の公開 )

第 8 条

協議会は、原則公開とし、公開方法については、協議会で定める。

ただし、個人情報など公開することが望ましくない情報並びに委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

( 守秘義務 )

第 9 条

委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報並びに委員長が非公開と認めた情報を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

( 事務局 )

第 10 条

事務局は、可児市・国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所及び(財)先端建設技術センターに置く。

( その他 )

第 11 条

この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

また、本規約の改正等は、協議会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

この規約は、平成 15 年 7 月 24 日から施行する。